

入会金及び会費規程

第1条 [趣旨]

この規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という）定款第8条の規定に基づく入会金及び会費に関する事項について定める。

第2条 [入会金及び会費]

入会金及び会費は、次のとおりとする。

① 正社員

入会金	10,000,000円
年会費	10,000,000円

第3条 [入会金及び会費の納入]

(1) 入会金及び会費は、次のとおり納入しなければならない。

① 入会金

正社員は、当該正社員承認の日から1か月以内に入会金を納入しなければならない。

ただし、2024年1月31日時点で日本ハンドボールリーグに加盟していたチームには本件は適用しない。

② 会費

正社員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの7月末までに一括納入しなければならない。

ただし、やむを得ない事由により一括納入が困難であると理事会が承認決議した場合においては、この限りではない。

③ 入会金及び会費は、JHLが指定する銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は正社員の負担とする。

第4条 [改廃]

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

[附則]

この規程は、2021年7月14日から施行する。

[改定]

この規程は、2024年3月1日から適用する。